

# 宮田中学校 P T A 規約

## 第1章 総則

(この規約の目的)

第1条 この規約は、宮田中学校PTAの活動を実施するにあたり必要な事項を規定することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「横浜市立宮田中学校PTA」と称し、事務局を同校内に設置する。

(本会の目的)

第3条 本会は、保護者と教職員が互いに協力して家庭、学校及び社会における生徒の健全な心身の育成と善導を図ることを目的として活動するほか、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 懇談会(学校、校外)、講演会、研修会、視察及び見学会等
- (2) 生徒、教員の研究助成に係わる事業
- (3) 生徒の教育環境の浄化に係わる事業
- (4) 生徒部活動の後援
- (5) 会員相互の親睦を図るための事業
- (6) その他、必要とする事項

(方針)

第5条 本会は、次の方針により活動する。

- (1) 本会は政治的中立を守り、特定の宗派に偏らず、営利を目的とする行為は行わない。
- (2) 本会は会員の自主性を尊重し、友好と協調の精神を基調として活動する。
- (3) 本会は学校の管理及び運営に干渉しない。但し、意見具申することはできるものとする。

(会員)

第6条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 宮田中学校に在籍する生徒の保護者(以下「会員」又は「保護者会員」という)と教職員(以下「教職員」又は「教職員会員」という)を会員とする。
- (2) 本会の会員は全て横浜市安全教育振興会の会員とする。(但し、会費は規定額を別途徴収する。)

## 第2章 役員及び会計監査委員

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名(保護者会員)
- (2) 副会長 2～3名(保護者会員)
- (3) 書記 3名(保護者会員2名、教職員会員1名)
- (4) 会計 2～3名(保護者会員1～2名、教職員会員1名)

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のように定める。

- (1) 会長は、この会を代表してこれを統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代行する。
- (3) 書記は総会、役員会及び実行委員会等の議事を正確に記録し、各会合の通知等その他庶務一切を行うものとする。
- (4) 会計は、総会において決定された予算に基づき、金銭の出納管理及び会計事務の一切を行

う。又、会計監査委員の監査を受けた後、定例総会において全会員に対して決算報告し、承認を得なければならない。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

(会計監査委員及び会計監査)

第10条 本会は、会計監査を実施するために2名の会計監査委員を置く。

- (1) 会計監査委員は中間時及び決算時に会計監査を行い、その結果を実行委員会を経て定例総会で全会員に対し報告する。又、必要に応じて役員会に臨時監査を求めることができる。
- (2) 会計監査委員は、役員及び他の委員を兼任できない。

### 第3章 組織と機関

(機関)

第11条 本会に次の機関を置く。(別紙)

- (1) 総会
- (2) 全体委員会
- (3) 役員会
- (4) 実行委員会
- (5) 専門委員会
- (6) 推薦委員会

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関であり、定例総会は、毎年度5月と2月の年2回開催する。

但し、実行委員会がこれを必要と認めた場合又は、書面により全会員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時にこれを開催しなければならない。

(総会の成立及び議決)

第13条 総会は全会員の3分の1以上(委任状を含む)で成立し、決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

(総会の決議事項)

第14条 定例総会の主な決議事項

- (1) 役員の承認
- (2) 事業報告及び決算報告の承認
- (3) 年度計画案及び予算案の承認
- (4) 規約の改廃
- (5) その他必要と認められる事項

(全体委員会)

第15条 全体委員会を次のように定める。

- (1) 全体委員会は役員会及び専門委員会で構成し、会の招集は会長が行う。
- (2) 全体委員会の中から実行委員の選出を行う。

(役員会の構成及び役員会における審議事項)

第16条 役員会は役員及び校長、副校長をもって構成し、会長が召集する。又、役員会の任務は次の通りとし、役員会で審議した事項については実行委員会に報告する。

- (1) 会の運営に係わる事項
- (2) 予算案の編成に係わる事項
- (3) 各組織の活動推進に係わる事項
- (4) 各種事業の企画、立案
- (5) その他の事項

(実行委員会)

第17条 実行委員会は役員会及び各専門委員会の正副委員長（以下「専門委員長等」という）で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会で議決すべき決議案の立案及び審議
- (2) 総会において決議された事項の執行
- (3) 各専門委員会で立案された事項及び計画の審議
- (4) 役員、会計監査委員及び専門委員長等に欠員を生じた場合、必要に応じた候補者の推薦
- (5) 規約に基づく細則の見直し
- (6) その他、必要事項の審議

(専門委員会の構成)

第18条 本会に次の専門委員会を置く。

- (1) 学年委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 保健厚生委員会
- (4) 校外委員会

(専門委員会の目的)

第19条 専門委員会の目的は次の通りとする。

- (1) 学年委員会は会員相互の親睦を図りつつ、教育環境の整備等学校教育に寄与する。
- (2) 広報委員会は広報活動を通じPTAに対する信頼と協力を得るため、広報誌を発行する。
- (3) 保健厚生委員会は生徒の健康管理に寄与するとともに、各委員会と綿密な連携を保ち、各種行事を立案、計画、及び実行する。
- (4) 校外委員会は会員相互と地域諸団体との密接な連携を持ち、学校教育及び地域における青少年の指導・育成に寄与するとともにそれに関する各種活動を行う
- (5) 学年委員会には、教職員が顧問として学年毎に1名在籍する。
- (6) 広報、保健厚生及び校外委員会には、教職員が顧問として2名在籍する。

#### 第4章 役員、会計監査委員、専門委員長等及び推薦委員の選出

(役員及び会計監査委員候補者の選出)

第20条 役員及び会計監査委員候補者は、立候補又は推薦委員会及び会員による推薦をもって決定する。立候補者及び推薦を受けた候補者は、総会予定日の20日前までに役員会に申し出なければならない。但し、役員会への申し出は推薦委員会が行う。

(専門委員長等の選出)

第21条 専門委員会の委員及び委員長等の選出は次の通りである。

- (1) 学年委員・広報委員・保健厚生委員の選出は各学年8名以下とする。
- (2) 校外委員の選出は、細則により定める。
- (3) 専門委員長等は各委員会委員の互選により選出する。

(推薦委員及び、委員長等の選出)

第22条 推薦委員の選出は次の通りとする。

- (1) 推薦委員は各学年より4名以下を選出し、会長が任命する。
- (2) 選出された推薦委員は全会員に公表しなければならない。
- (3) 推薦委員は役員候補者になることはできない。やむを得ず推薦委員より役員候補者を選出する場合には、推薦委員を解任しなければならない。
- (4) 推薦委員長等は推薦委員の互選により選出する。

(推薦委員会の構成と任務等)

第23条 推薦委員会は会員の自由意志の下に、民主的かつ公正な方法により次期役員等の推薦を目的として活動する。

- (1) 推薦委員会は役員、教職員から1名及び推薦委員で構成される。
- (2) 推薦委員会は次期役員及び会計監査委員候補者を選出する場合、その候補者の承諾を得た上で役員会に報告をしなければならない。報告を受けた役員会は、次期役員及び会計監査委員候補者を総会開催予定日の7日前までに全会員に通知しなければならない。
- (3) 推薦委員会の任務は次期役員及び会計監査委員候補者が総会で承認され、全会員に報告された時までとする。

## 第5章 会計

(財源)

第24条 本会の財源は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第25条 会費は、本校に在籍する教職員及び生徒1人に対して月額300円とする。但し、1家庭2人以上が同一年度に在籍する場合は、第1子は定額を第2子以下は200円とする。

(収入及び支出の決算)

第26条 決算は領収書、請求書、会計出納簿及び現金、並びに預貯金等を確認しなければならない。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(流用の禁止)

第28条 本会の財源は、第3条の目的達成のため以外に使用してはならない。

## 第6章 同好会

(同好会の設置)

第29条 宮田中学校内にPTA後援の同好会を設置することができる。なお、同好会は会員の発議で役員会が審議し、実行委員会の承認を得て活動するものとする。

(顧問と代表者)

第30条 同好会に顧問と代表者を置くものとし、顧問は役員を充て代表者は活動する会員を充てる物とする。又、代表者は同好会員名簿を作成し、学校及び役員会に提出するものとする。

(同好会会員の制限)

第31条 同好会会員(以下「同好会員」とする)は、宮田中学校に在籍する生徒の保護者を基準とする。

(同好会の運営)

第32条 同好会の運営は、公共の福祉に反しない範囲で同好会員自らが行うものとする。但し、会員の参加を集う書面の配布及び回収について学校PTAの協力を求めることができる。

(施設の利用)

第33条 学校内施設の利用を希望する場合、代表者は所要の書面をもって期限内に学校に対し手続を行うものとする。

(施設等の破損)

第34条 利用施設等を破損及び損傷させた場合は、速やかに学校に報告し、同好会が責任を持って修復しなければならない。

(同好会活動中の事故)

第35条 同好会活動中、同好会員がいかなる理由による事故に遭遇しても学校及びPTAは一切の責任を負わないものとする。

## 第7章 細則

(細則の制定と報告の義務)

第36条 この規約に定める他本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限り実行委員会において定めることができる。又、実行委員会において細則を見直した場合、会長は次期総会において会員に報告しなければならない。

## 第8章 改正

(規約改正の制限)

第37条 規約の改正は総会において役員会が発議し、出席者（委任状を含む）の3分の2以上の賛成をもって決議する。又、規約改正案は総会開催の15日前までに全会員に公示しなければならない。

## 付則

1. この規約は、昭和61年4月1日より施行する。
2. 平成 3年 3月 2日改正
3. 平成 6年 2月26日改正
4. 平成 8年 5月18日改正
5. 平成 9年 2月15日改正
6. 平成13年10月13日改正
7. 平成15年 2月 3日改正
8. 平成16年 1月10日改正
9. 平成17年 2月 1日改正
10. 平成22年 2月23日改正
11. 平成28年 2月22日改正
12. 令和 3年 2月12日改正

## 会計に関する細則

(支出の限度)

第1条 各事業等に対する支出は、当該年度予算計画の各項目より支出し、その支出額は予算計上額を超えてはならない。但し、実行委員会で認めた場合はその限りではない。

第2条 やむを得ず他項目より流用、補填しなければならない場合は、実行委員会の承認を得て行うことができる。但し、急を要する場合は実行委員会の承認を得ないで行うことができるもの

とするが、実行委員会の承認を得ないで支出を行った場合は、会長は速やかに実行委員会の承認を求めなければならない。

(共通費の支出限度)

第3条 共通費の支出限度は次の通りとする。

- (1) 弔慰金
  - ア. 会 員 (保護者・教職員)・・・1万円及び供花 (生花) 等
  - イ. 生 徒・・・1万円及び供花 (生花) 等
  - ウ. 教職員の配偶者・実父・実母・実子・・・5千円
  - エ. 地域自治会長等・・・3千円
  - オ. その他の場合は役員会等で相談して決定する。
- (2) 教職員の結婚祝金・・・5千円
- (3) 教職員の離任及び退職時における餞別
  - ア. 在籍3年未満・・・3千円
  - イ. 在籍3年を超え5年未満・・・5千円
  - ウ. 在籍5年以上は1年を超える毎に千円加算し、1万円を最高額とする。
- (4) 一般祝金 (学校、自治会、町内会等)・・・3千円
- (5) 各種派遣交通費・・・実費支給とする。
- (6) 会議費・・・必要額の支出とする。
- (7) 部活動の関東、全国大会等に準ずる大会参加に係る大会参加援助費については、次に示す通りとする。
  - ア. 関東大会等に準ずる大会・・・5千円
  - イ. 全国大会等に準ずる大会・・・1万円
  - ウ. 年間予算10万円を上限として配分する。
  - エ. その他関係の事については、役員会で決定する。
- (8) 上記に準ずるもの、特別の支給がある場合、金額の増減などある場合は、会員が発議し実行委員会の承認を得なければならない。

## 校外委員選出に関する細則

(校外指導委員)

第1条 規約に掲げる目的を達成するために宮田中学校校区内各自治会等に校外委員を置く。

(校外委員の数)

第2条 校外委員の数は、在籍生徒及び入学予定児童の数により変動する。

- (1) 各地区就学生徒数が30名未満の場合1名、30名以上の場合2名を原則とするもので各地域の現状に合わせ選出することができる。
- (2) 年度の途中で上記基準に変化が生じても校外委員の増減は行わない。
- (3) 役員会は、年度末時期に学校及び関係機関からの情報を基に次年度就学及び新入学生徒数を把握するとともに校外委員会に通知しなければならない。

(自治会等)

第3条 宮田中学校校区内自治会等は、下記の通り。

- (1) 鎌谷町自治会
- (2) 天王町町内会
- (3) 天王町団地自治会
- (4) 天王町スカイハイツ自治会
- (5) 宮田町町内会
- (6) 宮田町協和会

- (7) 川辺町町内会
- (8) 川辺町住宅自治会
- (9) 川辺町第2住宅自治会
- (10) リバーサイド星川自治会
- (11) パイロットハウス星川自治会
- (12) ラムセス横浜星川自治会
- (13) コスモ横浜星川自治会
- (14) ライオンズマンション横浜星川町内会
- (15) パークシティ横濱自治会
- (16) 峰岡町1丁目町内会
- (17) 峰岡町2丁目自治会
- (18) 岡沢町自治会

(自治会等の新設)

第4条 マンション等、新規自治会等の設置があった場合は、学校、実行委員会、校外委員会及び新規自治会等と協議の上、校外委員の選出を要請することができる。

(その他の地域から通学する生徒の家庭について)

第5条 第3条に掲げる自治会等以外の地域から通学する生徒の家庭は、居住地に隣接する自治会等に所属するものとして扱う。

最近改正 (細則)

- 1. 平成21年 2月 3日
- 2. 平成22年 5月21日改正
- 3. 平成25年 2月20日改正
- 4. 平成28年 2月22日改正